

掛川市告示第18号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

令和4年3月24日

掛川市長 久保田 崇

1 供用及び処理を開始する年月日

令和4年4月1日

2 供用及び処理を開始する区域

大坂の一部、海戸の一部

3 既に供用を開始している区域

千浜の一部、国安の一部、菊浜の一部、浜川新田の一部、浜野の一部、浜野新田の一部、大坂の一部、三俣の一部及び坂里の一部

4 供用開始面積

約5.4ha（大東処理区供用開始区域 約447.5ha）

5 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面による

6 下水を処理する施設の位置及び名称

掛川市国安2766番地の24

大東浄化センター

7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

8 関係図書の縦覧

(1) 期間

令和4年3月24日（木）から令和4年3月31日（木）まで（閉庁日を除く。）

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場所

掛川市役所上下水道部下水道課

掛川市長谷一丁目1番地の2 掛川浄化センター内